

黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業

優先交渉権者選定基準

平成20年7月

黒部市

目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 審査方式.....	1
(1) 審査の枠組み.....	1
(2) 審査選定の手順.....	2
(3) 資格審査.....	3
(4) 提案審査.....	3
3. 優先交渉権者の決定.....	5
別表1 提案内容の審査項目及び配点.....	6

1. 本書の位置づけ

本優先交渉権者選定基準は、黒部市（以下「市」という。）が、「黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するPFI事業者（以下「事業者」という。）を選定するに当たり、最も優れた提案を選定するための基準を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、また、提案の自由度及び競争性の確保に配慮することから、公募プロポーザル方式を採用する。

2. 審査方式

(1) 審査の枠組み

審査は「資格審査」と「提案審査」の2段階に分けて実施する。

1) 資格審査

資格審査では、応募者の応募資格要件について確認する。

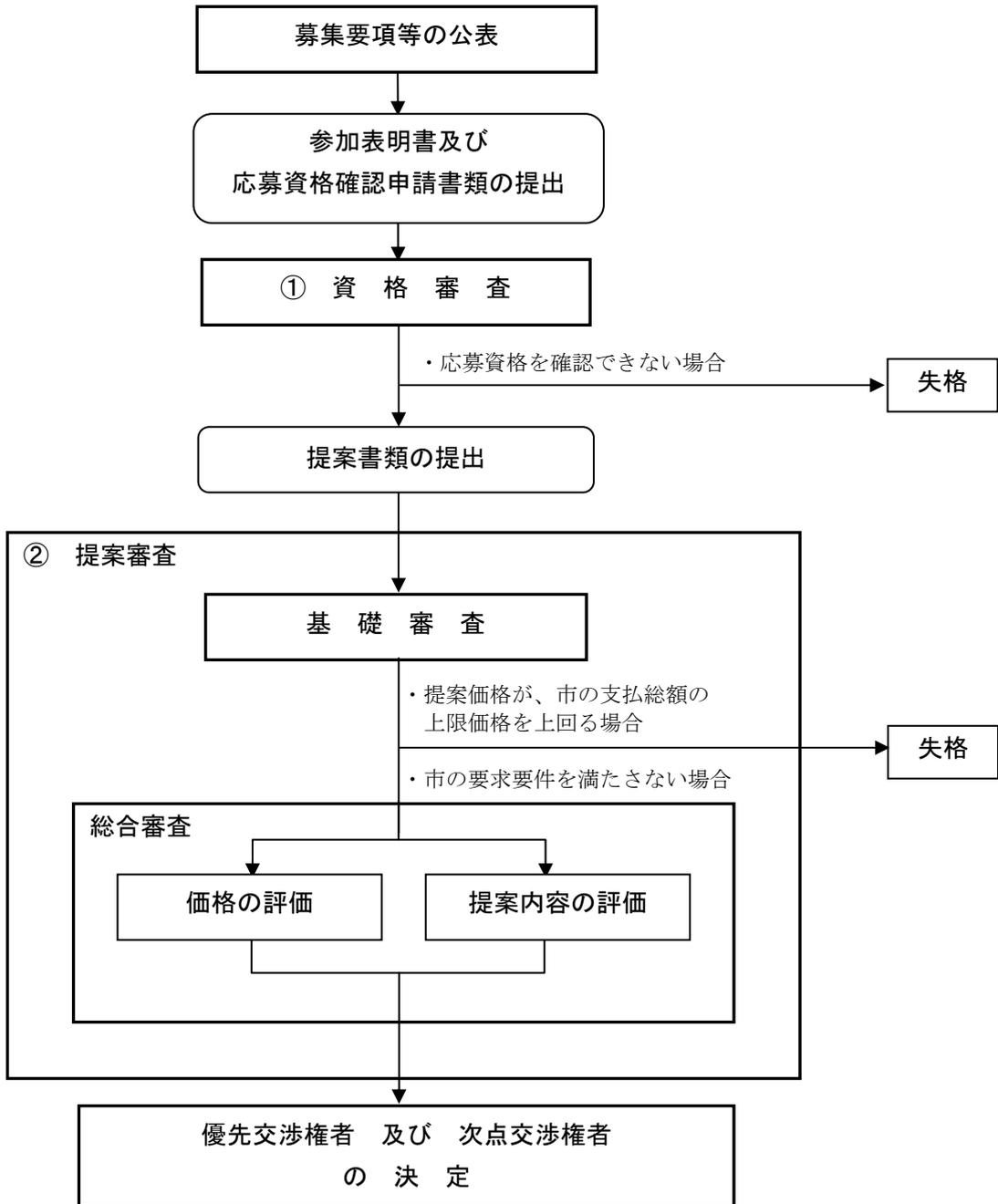
2) 提案審査

提案審査では、応募者から提出される提案書類を審査する。審査は、「基礎審査」及び「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

なお、資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、市及び「（仮称）黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業PFI事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査委員会は、学識経験者等で構成され、本書の基準に基づいて審査を行い、優秀提案を選定する。市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優秀提案を行った者を優先交渉権者として決定する。

(2) 審査選定の手順

本事業における優先交渉権者の選定は、以下の手順で実施する。



図：審査選定の手順

(3) 資格審査

資格審査では、応募者から提出される応募資格確認申請書類をもとに、募集要項に記載した応募者が満たすべき資格要件を満たしているか否かを確認する。

本審査は市が実施し、応募資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表：資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成等	募集要項「5.(1) 応募者の構成等」の各項目	募集要項「9.(1) 応募資格確認申請書類」の各項目
応募者の制限	募集要項「5.(2) 応募者の制限」の各項目	
応募者の資格要件	募集要項「5.(3) 応募者の資格要件」の各項目	

(4) 提案審査

1) 基礎審査

基礎審査では、応募者からの提案価格が、市の支払総額の上限価格以下であるか否か、及び応募者からの提案内容が募集要項等に示す要求要件を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

① 提案価格の確認

市は、提案書類に記載された提案価格が市の支払総額の上限価格以下であることの確認を行う。当該上限価格を上回った応募者は失格とする。

② 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下記の事項を確認する。

ア) 事業スケジュールの確認

施設の設計・建設期間および供用開始時期が、募集要項に提示された事業スケジュールに合致しているか否かを確認する。

イ) 要求水準項目達成の確認

「設計・建設に関する提案書」、「維持管理・運営に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」において提案されている内容のうち、要求水準書において定める機能・サービス水準を満たしているか否か確認する。

2) 総合審査

総合審査では価格と提案内容の二つの面から評価を行う。本審査は、下式に示すように当該評価を得点化し、優秀提案を選定する。なお、総合評価点の最も高い提案が複数ある場合、くじ引きにより優秀提案を選定する。

$$\text{総合評価点 (満点 100 点)} = \text{価格の評価点 (40 点)} + \text{提案内容の評価点 (60 点)}$$

① 価格の評価

総合審査のうち、価格の評価については、下記②に示す評価価格を得点化して行う。評価価格が最も低いものを満点(40点)とし、それ以外の評価価格については、下式に従って得点化する。なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\text{評価価格 A の得点} = \frac{\text{応募者中、最も低い評価価格}}{\text{評価価格 A}} \times 40$$

(算出例)

グループⅠ : 評価価格 35 億円 (応募者中、最も低い評価価格)
得点 40.00 点

グループⅡ : 評価価格 36 億円
得点 $35 \text{ 億円} / 36 \text{ 億円} \times 40 \text{ 点} = 38.89 \text{ 点}$ (小数点第3位以下を四捨五入)

グループⅢ : 評価価格 40 億円
得点 $35 \text{ 億円} / 40 \text{ 億円} \times 40 \text{ 点} = 35.00 \text{ 点}$

② 評価価格の内訳

評価価格の内訳は、下記のア) 及びイ) 項の金額合計からウ) 及びエ) 項の金額合計を差し引いた金額とする。なお、評価価格の算出に際しては、現在価値換算は行わない。また、各サービス購入料の詳細については、募集要項を参照すること。

ア) サービス購入料 A-1～3 に関する評価価格

事業期間中の合計支払金額を評価価格の対象とする。

イ) サービス購入料 B-1～3 に関する評価価格

- ・ サービス購入料 B-1 及び B-3

事業期間中の合計支払金額を評価価格の対象とする。

- ・ サービス購入料 B-2

下式により算出する。

また、下式にある事業系食品残渣とは、市が受入を予定するコーヒー粕を示すものである。(以下同じ)

評価価格 = 下水道汚泥等の処理に係る金額 + 事業系食品残渣の処理に係る金額

$$= 13,450^{*1} (ds-t) \times \text{提案単価① (円/ds-t)}$$

$$+ 10,080^{*1, 2} (ds-t) \times \text{提案単価② (円/ds-t)}$$

※1 : 早期供用開始の提案の有無にかかわらず固定値を用いる。

※2 : ただし、事業系食品残渣の受入量に関して増量を提案する場合は、10,080 (ds-t) に加え、増量提案 1t 当たり 4.8 (ds-t) を追加して評価価格を算出すること。

ウ) サービス購入料C及び有価利用に関する評価価格

下式により算出される金額(有効利用業務に関する市の財政負担削減額)とする。なお、下式の計算結果がマイナスの値となる場合は、その金額を加算するものとする。

$$\text{評価価格} = \{50,000 \text{ 千円} + \beta \times \gamma - (\text{生成される汚泥全量} - \beta) \times \delta\} \times \alpha$$

ここで、 α (年)、 β (t/年)、 γ (円/t)、 δ (円/t)については募集要項別紙2を参照のこと。

また、上式の“生成される汚泥全量”については、下記の処理対象物受入量を前提として、提案内容に基づき計算した量とする。

下水道汚泥等の処理量：897^{*3} ds-t/年 (≒13,450÷15)

事業系食品残渣の処理量：672^{*3、4} ds-t/年 (≒10,080÷15)

※3：早期供用開始の提案の有無にかかわらず固定値を用いる。

※4：ただし、事業系食品残渣の受入量に関して増量を提案する場合は、672(ds-t/年)に加えて、増量提案1t当たり0.32(ds-t/年)を追加して算出すること。

エ) 事業系食品残渣の受入量の増量による市の収入増加の扱い

事業系食品残渣の受入量に関して増量を提案する場合は、増量提案1t当たり、40万円を市の収入増加分として評価価格から差し引くこと。

③ 提案内容の評価

応募者からの提案内容に対して、本書末の「別表1 提案内容の審査項目及び配点」に示す項目毎に、効率的、効果的、具体的な提案がなされているか、審査委員会において評価を行い得点化する。採点基準は下表のとおりである。なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表：得点化の際の採点基準

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	AとCの中間程度。	配点×0.75
C	優れている。	配点×0.50
D	CとEの中間程度。	配点×0.25
E	当該評価項目において要求水準を満たしているものの、優れているとは言い難い。	配点×0.00

3. 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優秀提案及び次点提案を決定する。優秀提案を行ったものを優先交渉権者とするが、優先交渉権者が事業契約を締結しない場合は、市は次点提案を行った次点交渉権者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

別表1 提案内容の審査項目及び配点

提案内容の審査項目及び配点については、市が本事業に対して応募者の創意工夫の創出を期待する度合いを勘案して設定したものである。

審査項目	対象様式	配点
(1) 設計・建設	—	19
①類似施設の施工実績	13-1	3
下水道汚泥を含む汚泥消化施設の施工実績を有しているか。		
下水道汚泥を含むバイオマスから回収したバイオガス利用施設の施工実績を有しているか。		
下水道汚泥を含む汚泥消化ガスを利用した発電施設の施工実績を有しているか。		
②施設・設備計画	13-2 13-3 13-4	5
効率的かつ安全・安定的な維持管理・運営が可能となるよう、施設の配置等に対して、優れた提案がなされているか。		
PFI 対象施設以外の市が管理する処理施設の維持管理性を考慮した施設・設備配置が十分なされているか。		
事業系食品残渣の受入、汚泥の場外搬出等に対して、搬出入トラックの進入動線等が適切に考慮された施設配置がなされているか。		
③意匠・デザイン計画	13-5	2
周辺環境に配慮した建築計画（意匠・デザイン）がなされているか。		
④施設の柔軟性	13-6	4
バイオマス量の年間変動・年次別変動に対する、適切な施設整備計画がなされているか。		
事業系食品残渣の受入頻度・受入量の条件に対し、適切な施設計画がなされているか。		
万が一、将来、受入・処理対象物の種類等が変化した場合に、追従性・対応性を有する施設となっているか。		
⑤環境負荷の低減（施設整備面に関する事項）	13-7	3
周辺施設への影響を考慮し、周辺環境に配慮した施設計画がなされているか。（排気ガス・騒音・振動・悪臭対策）		
風力や太陽光等の新エネルギーの活用に対して、優れた提案がなされているか。		
環境に配慮した資材等の活用に対して、優れた提案がなされているか。		
環境負荷低減の観点から、場外搬出汚泥の環境負荷に配慮した施設計画がなされているか。（定期点検等の施設停止中の汚泥搬出等を含む）		
⑥施工計画	13-8	2
設計及び建設（必要な許認可取得、市との協議、試運転等を含む）業務全般について、施設供用開始時期を踏まえた優れた計画がなされているか。		
施工計画について、浄化センター内で並行する他工事や施工ヤードを考慮した適切な提案がなされているか。		
現在稼働中の既存施設に対し、施工時の影響を考慮した施工計画がなされているか。		

審査項目	対象様式	配点
(2) 維持管理・運営	—	24
①類似施設の維持管理・運営実績	14-1	1
下水道汚泥を含むバイオマス有効利用施設の維持管理・運営実績を有しているか。		
②維持管理・運營業務の実施体制	14-2	3
効率的かつ安全・安定的な維持管理・運営が可能となるよう、実施体制（配置人員数、有資格者等）に対して優れた提案がなされているか。		
非常時対応及び危機管理対応に対して優れた提案がなされているか。		
③施設の維持管理	14-3	3
維持管理業務（点検・保守及び修繕・更新業務）の実施内容に対して優れた提案がなされているか。		
④施設の運営	14-4	4
バイオマス量の年間変動・年次別変動に対する、適切な運転計画がなされているか。		
万が一、将来、受入・処理対象物の種類等が変化した場合の運転上の課題が認識され、その対応性について優れた提案がなされているか。		
PFI 対象施設以外の市が管理する他の処理施設の運用に対し、支障とならない運転計画がなされているか。		
施設運営の効率化・安全化及び環境負荷低減に対する各種試験・計測の計画的な実施が提案されているか。		
⑤モニタリング計画	14-5	1
サービス水準の確保及び向上、事業期間終了時の業務引継ぎの確実性向上に対して、事業者のセルフモニタリングを含め優れた提案がなされているか。		
⑥環境負荷の低減（維持管理・運営面に関する事項）	14-6	5
バイオマスエネルギー利活用について、環境負荷低減の観点から優れた提案がなされているか。		
CO ₂ 排出量の削減について、優れた提案がなされているか。		
⑦処理対象物に関する追加提案	14-7	2
市が当初予定している下水道汚泥等及び事業系食品残渣以外の追加の処理対象物の受入・処理について資源循環利用の推進の観点から優れた、継続性の確保された提案がなされているか。		
⑧有効利用業務	14-8	5
汚泥等の有効利用方法の内容について、地球温暖化防止等の観点から優れた提案がなされているか。		
将来の有効利用の継続を確保するため、有効利用に関する提案の年数について優れた提案がなされているか。また、有効利用先企業の担保・確約の取り付け等の提案の実現可能性を高める取組みがなされているか。		
有価利用量について、優れた提案がなされているか。		

審査項目	対象様式	配点
(3) 事業計画	—	15
① 事業実施の基本方針 本施設の役割を正しく理解し、下水道汚泥等やその他のバイオマスを将来にわたり安定、安全かつ適正に処理し資源利用するという市の事業の目標を踏まえた、設計・建設及び維持管理・運営を行うに当たっての基本方針について、優れた提案がなされているか。	15-1	2
②各企業の役割分担及び関係等 本事業に関わる各企業の役割分担及び関係等について、優れた提案がなされているか。	15-2	2
③財務の健全性及び安定性の確保 資金調達計画について、確実性が高く、優れた提案がなされているか。 適正な採算性を確保し、無理のない長期収支計画となっているか。 事業運営資金の不足、業務履行にかかる違約金・損害発生等への対応等の観点から、財務の健全性・安定性の確保について、優れた提案がなされているか。	15-3	3
④リスク管理 本事業における主要な潜在的リスクを抽出し、それらのリスク管理・対応策について、優れた提案がなされているか。(有効利用先の市場消滅や業務委託先企業のサービス品質悪化等への対応等) 本事業に効果的と考えられる保険の付保について、優れた提案がなされているか。	15-4	4
⑤地域の活性化 地元企業等との協力・連携及び人材活用等、本事業を通じての地域経済の活性化について、優れた提案がなされているか。 地域住民対応について、優れた提案がなされているか。 本事業のPRや施設見学の受入等について、産業観光の振興につながる優れた提案がなされているか。	15-5	4
(4) その他の独自提案	—	2
①その他の独自提案 本別表1の上記(1)から(3)に記載される審査項目以外の観点からの優れた提案がなされているか。	16	2
合計		60